

## 都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

委員長 南 一誠（芝浦工業大学）

### （１）設置目的

建築、まちづくりに関わる社会システム全般について、長期的、分野横断的視野に立って幅広く考える。建築学会が議論のプラットフォームになることを目指す。主なテーマは

- ① 成熟社会に相応しい質の高いまちづくり
- ② 建築ストックの活用、次世代への継承
- ③ 技術と法の関係
- ④ 裁量性の導入など

### （２）委員会構成

委員長：南一誠、

幹事：川瀬貴晴、黒木正郎、五條渉、鈴木祥之、高木次郎、中井検裕、古阪秀三

委員：大橋好光、金箱温春、神田順、桑田仁、後藤治、後藤春彦、小林敬一、  
小林英嗣、坂本成弘、佐藤滋\*、高田光雄、竹市尚広、巽和夫、田中傑、田辺新一、  
辻本誠、樋口秀、深尾精一、福川裕一、柳沢厚、和田章 \*は2011年度より

### （３）分野別WGの設置

以下の7つのWGを設置して専門的課題に関する検討を行う。

#### 1) 建築生産の実態と関係社会規範検討WG（主査：古阪秀三）

- ①建築生産に投入される技術の多様化・複雑化や産業構造上の成り行きなどとして、「分業」（水平的分業、重層化、設計側と施工側の役割分担など）が進展していることを踏まえ、特に「品質確保」の観点を軸として、その建築生産実務・産業構造の変遷と今日の実態を把握・可視化
- ②建築生産実務・産業構造の変遷に対して、建築生産における「品質確保のしくみ（特に関係者の役割・手順・責任等や、品質確保に必要な知識・技量等）」を規定している建築関係法制度や関連する契約規範、技術規範などがどのように対処してきているのかを把握・検証
- ③今日の建築生産実務・産業構造の実態と、関係法制度、契約規範、技術規範等との対応関係における不整合・ひずみ等の問題の抽出、問題解決に向けた論点等を整理し、各界に提言・提案

#### 2) 建築基準のあり方検討WG（主査：五條渉）

建築基準法の単体規定を構成する技術基準（「建築基準」という）のあり方を検討し、「目標像」とその実現のために必要な条件を明らかにする。ただし、調査・研究が、より充実した適切な体制下で引き続き実施されることを前提とし、本WGの活動は、

そのための先導的・予備的な検討という位置づけで実施する。

### 3) 実務からのアプローチ WG (主査：黒木正郎)

人口構造の変動、社会の成熟化、世界的な経済構造の変化、産業と地域社会・国家との関係など都市・建築を取り巻く状況に、劇的かつ不可逆的变化の波が押し寄せている現在、この、変化を受け止め、精一杯の準備をしておくことは、ひとつの産業分野として必要なことである。「(仮称)実務からのアプローチ」分野としては、これらの社会変化に対する建築界のより適切な行動を促ために必要な社会システムのありかたを実務および社会的要求の実態面から検討し、あわせて特別調査委員会としてのコンセプトワークとりまとめを補助する。

### 4) 都市計画法・基準法集団規定 WG (主査：中井検裕)

以下の3点を検討することを目標とする。

- ①市街地像の共有とその地域バリエーション、そのための方法論
- ②裁量性を有する建築規制の具体的制度設計(対象範囲、審査のあり方など)
- ③建築基本法(もしくは都市・建築基本法)の提言に対する集団規定からのアプローチ

### 5) 構造 WG (主査：高木次郎)

都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会の活動に即して、特に構造設計に関連した制度の在り方を検討する。

### 6) 伝統木造検討 WG (主査：鈴木祥之)

伝統木造建築物は、現行の建築基準法などにおいて法的な課題が多くあり、伝統木造検討WGを設置し、以下の技術的、法的な課題について検討を行う。

- ①地域の歴史と文化の継承の観点から伝統木造建築物の保存・修復・再生への取り組みにおける問題点等を検討し、成熟社会に相応しい質の高いまちづくりを目指す。
- ②歴史的・文化財建造物である伝統木造建築物の保存・修復における技術のみならず多くの課題について検討し、これら歴史的・文化財建造物を次世代に継承する。
- ③伝統木造建築物は、現行の建築基準法における法的な課題について検討を行い、伝統木造建築物の設計法および耐震改修・修復法などの技術と法の間関係を整備する。

### 7) 建築環境・設備分野研究 WG (主査：川瀬貴晴)

- ①建築計画や建築生産における「室内外環境、地球環境問題及びエネルギー消費」に係わる関連法規等のあり方、建築生産システムにおける設備設計と設備施工のあり方及び関連法規等、についての現状を把握し、今後のあるべき姿等を検討する
- ②検討対象とする関連法規は以下のとおり  
・建築基準法・建築士法・建設業法(以下、「建築三法」という。)

- ・ 建築三法に関連して、建築生産関係者の役割・責任及びそれらの相互関係に関する実質的規範とされている標準的契約約款、慣行等
- ・ 建築生産における「品質」に影響する技術的規範(法規範、各種技術的標準等)さらに、現場レベルでの元請、下請、職人の教育・研修、技術・技能の身に付け方。その他各種技術・管理要領等。